

令和7年度　さいたま市立与野西北小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともにいじめの事実を確認した時には、適切かつ迅速に対応する義務を有する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、全ての児童に関係する問題であるという認識に立って、いじめの問題に取り組んでいかねばならない。また、いじめられた児童の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いを尊重し合える態度や人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。さらに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。あわせて、地域、家庭と一体となって、問題に取り組む姿勢が必要である。

さいたま市立与野西北小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめの加害児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの加害児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※いじめとは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- （1） 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- （2） 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、学年主任、特別活動主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、学校運営協議会委員
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）
- （3） 役 割：学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、地域に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ 早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの情報があった時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断

- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者の連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る行内研修を企画し、計画的に実施
- ・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCAサイクル）

(4) 開 催

- ア 定例会（各学期1回程度開催。学校運営協議会と兼ねる）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的：いじめ問題を自分たちの問題と受け止め、自分たちでできること主体的に考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童副会長、児童会書記、計画委員会の児童、代表委員会の児童、指導教員
- (3) 開 催：各学期1回（代表委員会と兼ねて開催）
- (4) 内 容
 - ア いじめ防止、いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)を中心に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

- 授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開を通して、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 代表委員会によるいじめ撲滅を目指したレクリエーションの実施
 - ・ 校長等による講話 (①いじめの問題に対する学校の姿勢や対応について、②いじめ対策委員会の組織や活動について)
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりや PTA 広報紙による家庭や地域への啓発活動
 - ・ 学校独自の簡易アンケートの実施

3 人間関係プログラムを通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 各学期の初めに「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」等のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会をつくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に、児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 たてわり活動を通して

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って学年の友達と活動する楽しさを味わうことができるようにする。
- (2) 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようにする。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられている本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：6月実施予定（学年ごとで実施時期が異なる場合がある。）

6 メディアリテラシー教育を通して

（1）「スマホ・インターネット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・インターネット安全教室」の実施：7月実施予定 4年生対象

○「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、児童に理解させる。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

（1）早期発見のポイント

- ・ 児童の些細な変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

①健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底。

②授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている。

③休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる。

④給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる。

⑤その他：ペアにならない、雑用をやらされている。

⑥登下校指導：登校時刻が極端に早い（遅い）、独りぼっち、荷物を持たせられる。

等

※児童の細かい変化に気付いたときには、担任、学年等と情報共有をしていく。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（1）アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。

（2）アンケート結果：学年・学校全体で共有する。

（3）アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり保存し、学年・学校全体で情報共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」、

「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」、「どのような対応した」かを記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 年11回（各月1回）教育相談日を設定し、保護者からの相談を積極的に受ける。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①児童に気になることがあるときは、学級担任がすぐに家庭に連絡していく体制を確立する。
 - ②さわやか相談員の来校日を面談希望の保護者に知らせ、連携をとりやすいようにする。また、関係中学校の「さわやか相談室」の電話番号を知らせ、保護者が学校を通さずに直接相談できる体制も整える。
 - ③八王子中学校の「さわやか相談室だより」を配付する。
 - ④スクールカウンセラーの来校日は、面談を要望する保護者の希望に応じて提示している。
- (3) 児童が相談できる体制づくりに努める。
 - ①学期に1回実施している「心と生活のアンケート」の結果をもとに面談を実施する。
 - ②毎月実施している「学校目標アンケート」の結果をもとに面談を実施する。
 - ③「いのちの支え合い」の授業を通して、相談するよさを児童に伝える。
 - ④講話朝会の生徒指導部からの講話を通して、相談するよさを児童に伝える。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月（年1回実施）学校評価アンケートと兼ねる
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童の保護者に対して面談を行う。

面談した児童の保護者、該当児童について、学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：いじめ対策委員会定例会における情報を共有する。
- (2) 防犯ボランティア：児童の登下校の様子を中心に、児童のささいな変化を学校へ伝えてもらう。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長の命を受け、組織的対応の要として教職員を指導する。
- 教務主任は、校長の命を受け、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担当する学年の児童の情報収集をする。（できるだけ複数で情報収集する）
学年主任に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 教育相談主任は、保護者からの相談に応じて、外部機関（主にさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校教員）と連絡を調整する。
児童の心の寄り添い、担任、学年と連携して支援を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
校内、校外のコーディネーターとして関係者の連絡・調整を図る。
- 養護教諭は、欠席や遅刻の状況、保健室来室の有無等の情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。必要に応じて、保護者や児童と面談を行う。
- スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子を把握し、異変を感じた時は直ちに学校に連絡する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、

及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

○いじめ事案のうち、その児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案の場合、重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案の場合、インターネットを利用した名誉棄損や児童ポルノ関連事犯等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案の場合は、次のことを行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめ事案やその児童に関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告するとともに、直ちに警察に通報する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （１）学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で全職員に周知徹底を図る。
- （２）取組評価アンケートの実施、結果の検証：取組評価アンケートの結果に基づき、改善すべき点を共通理解し、改善していく。

2 校内研修

（１）生徒指導・教育相談に係る研修

- 生徒指導・教育相談：年３回以上の研修を行う。
- 児童理解など：生徒指導・教育相談の観点からも授業を参観し合う。

（２）情報モラル研修

- 情報モラル研修：情報教育部・生徒指導部が中心となり、年１回以上行う。

（３）その他の研修

- 「Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」にある、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を実施する。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCA サイクルの期間）の決定

- （１）検証を行う期間：各学期末とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修の実施時期の決定

- （１）「取組評価アンケート」の実施時期：１１月（学校評価アンケートと兼ねる）とする。
- （２）いじめ対策委員会の開催時期：各学期１回程度開催。学校運営協議会と兼ねる。（Ⅳに示したとおり）
- （３）校内研修会等の実施時期：通年・夏季休業中とする。（Ⅸに示したとおり）

3 学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）

- 学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。
- 教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

※期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。